

職長等に対する安全衛生教育実施のご案内

労働安全衛生法第 60 条により

1. 建 設 業
2. 製 造 業 ただし、次に掲げるものを除く。
 - (イ) 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造及び動植物油脂製造を除く）
 - (ロ) 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）
 - (ハ) 衣服その他の繊維製品製造業
 - (ニ) 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）
 - (ホ) 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
3. 電 気 業 4. ガ ス 業 5. 自動車修理業 6. 機 械 修 理 業

以上に該当する業種の事業場では、作業中の労働者を直接指導又は監督する者（職長、班長、組長等 第一線監督者）に対して、厚生労働省令で定めるところにより安全又は衛生のための教育を行わなければならないことになっています。

つきましては、下記の通り『職長の安全衛生教育』を実施いたしますので、この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。なお、労働安全衛生法施行令の改正により、令和 5 年 4 月 1 日より、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業（※）を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。
※すでに職長教育の対象

記

1. 日 時 令和 8 年 1 月 15 日（木）9：20～16：30（受付 9：00～）
 16 日（金）9：10～16：20
2. 会 場 京都経済センター6 階 会議室 6-C
 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78
3. 定 員 70 名 ※定員になり次第締切らせていただきます。
4. 申 込 方 法 京都労働基準協会京都南支部ホームページ Web からお申込み下さい。

 京都労働基準協会京都南支部
 URL <https://www.kyoukiren.or.jp/minami/index.htm>
5. お問合せ先 公益社団法人京都労働基準協会 京都南支部
 京都市伏見区本材木町 668-3 月桂冠酒蔵オフィス 9 号室
 TEL 075-611-8286 FAX 075-611-8400
6. 受 講 料 会 員 事 業 場 13,200 円（12,000 円＋消費税）
 会 員 外 事 業 場 16,500 円（15,000 円＋消費税）

(注) 受付後の受講料返還はできませんので、ご理解の上
お申込みください（但し受講者の入替えは可能です）。
7. テキスト代 880 円（800 円＋消費税）職長の安全衛生テキスト。
8. 受講注意事項 受講当日は、受講票を必ず受付に提出して下さい。
9. 修 了 証 全科目受講された受講者には、修了証が交付されます。